

特定施設入居者生活介護整備事業者募集にかかるQ&A

Q 1 <評価表の「地域バランス」について>

- ①計画地と他事業所の距離の計測起点は？
- ②計画地と最寄りの鉄道駅等の距離の計測起点は？

- A 1 ①計画地の敷地境界線から他事業所の敷地境界線の直線距離（最短距離）とする。
- ②計画地の敷地境界線から鉄道駅等の最寄り出入口までの直線距離とする。

Q 2 <評価表の「計画内容」について>

食堂、機能訓練室についてそれぞれ独立した形状での整備が必要か？

- A 2 食堂兼機能訓練室の形状も差し支えない。その場合、1人あたり3㎡以上の面積が確保されていれば評価の対象となる。

Q 3 <評価表の「運営実績」について>

外部監査（公認会計士又は監査法人による財務諸表の監査）を受けていることがわかる書類とは具体的に何か？

- A 3 監査実施主体（公認会計士又は監査法人）からの監査結果通知・報告書の写し等。

Q 4 開設時期の期限はあるか？

- A 4 開設時期に期限は設けていないが、着工時期は平成26年度中であることを条件とする。

Q 5 事前に説明を行うべき地域住民の範囲は？

- A 5 地域の代表者（自治会長・役員、民生委員等）のほか、工事による振動・騒音や日照等の影響が及ぶ近隣住民への説明もあわせて行うことが望ましい。

Q 6 既に開設している住宅型有料やサービス付き高齢者向け住宅からの転換の場合、地域住民への説明は必要か？

- A 6 地域の代表者（自治会長・役員、民生委員等）や既に居住している入居者及び家族に対して説明を行うことが必要である。